

合 意 書【案】

〇〇製薬株式会社（以下、委託者という）と△△CRO株式会社（以下、CROという）は、下記の業務の委託・受託に関し基本的な合意に達した。委託者及びCROは、業務委託契約書の締結に先立ち、次の通り合意書（以下、本書という）を締結する。

記

【試験名】

【試験番号】

【業務名】

【当該業務に係る見積書】 2008年8月1日付 No.*****

以上

1. 委託者及びCROは、委託者が上記業務（以下、委託業務という）の実施をCROに委託すること、CROがそれを受託することに関し、本書締結日に基本的な合意に達した。
2. 委託者及びCROは、委託業務の委託・受託に関し、速やかに業務委託契約書を締結するものとする。
3. 業務委託契約書の締結前に、委託業務の試験番号、試験内容または業務内容に変更が生じた場合は、委託者はCROに速やかにそれを書面で通知し、CROはそれに基づき上記見積書を修正して委託者に提出するものとする。
4. 業務委託契約書の締結に先立ち、委託者はCROに次の業務（以下、併せて当該業務という）の実施を委託し、CROはこれを受託する。なお、CROによる当該業務の業務開始日は本書締結日とし、業務委託契約書締結の際には、本書締結日を業務委託契約書において委託業務の実施開始日と定めるものとする。
 - ①
 - ②
 - ③
5. 当該業務の受託に関し、CROは上記見積書に基づき、必要に応じて再見積書を委託者に提出するものとする。
6. 本書締結日より【*ヶ月経過後も】業務委託契約書が締結されない場合は、委託者及びCROは、当該業務の継続または中止を決定する。

7. 前6. により当該業務の中止が決定した場合、または、委託者の都合により業務委託契約書の締結の延期または中止が決定された場合、委託者は CRO に書面で直ちにその旨申し入れるものとする。
8. 前6. 及び7. において、委託者は、本書締結日より前7. の書面が CRO に到達した日までに CRO が実施した業務の委託料金、必要経費及びその他費用（CRO が実施した業務の委託料金からその他費用までを併せて以下、委託料金という）を負担するものとする。委託者及び CRO は、委託料金の金額及びその支払い方法等に関し、見積書または再見積書を基に誠心誠意協議のうえ決定し、委託者は速やかに CRO に委託料金等を支払うものとする。
9. 本書締結後に業務委託契約書が締結された場合は、当該業務に関する委託料金及びその支払い方法等は業務委託契約書に定めるものとする。
10. 本書の有効期間は、業務委託契約書の締結に至った場合は本書締結日から業務委託契約書を締結する日までとし、業務委託契約書の締結に至らなかった場合は前8. に定める委託者から CRO への委託料金等の支払いが完了した日までとする。
11. 本書に疑義が生じた場合には、委託者及び CRO は誠心誠意をもって解決に向けて協議するものとする。

以上、本書締結の証として正本を2通作成し、両者記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲： ○○製薬株式会社
住所
開発本部
本部長

乙： △△CRO 株式会社
住所
代表取締役社長

代表印